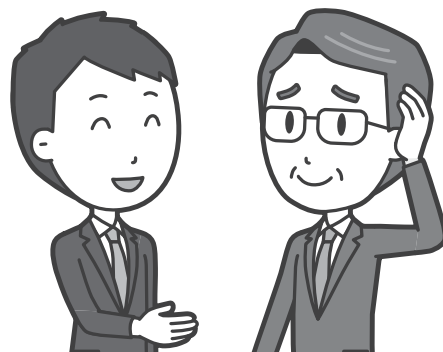


任意継続組合員制度について

3月末に退職予定の方に引き続き当組合の健康保険を利用できる任意継続組合員制度をお知らせします。

任意継続組合員になることを希望する方は、所属所の共済事務担当課をとおして当組合に申し出てください。

なお、平成31年度の短期および介護の掛金率は、次号の「いばらき共済」平成31年3月号(No.316)でお知らせします。



<p>加入資格・期間</p>	<p>退職の日の前日までに1年以上組合員期間がある方は、退職後に最長2年間加入できます。 (申出により中途の脱退も可能で、未経過期間の掛金は返還します。)</p>
<p>任意継続掛金</p>	<p>任意継続掛金は、医療に係る短期掛金と介護に係る介護掛金(40歳以上65歳未満の方が対象)との合算額となります。 ※任意継続組合員の掛金は地方公共団体負担がなくなるため、今まで給与から控除されていた掛金の約2倍となります。</p> <p>算定方法は、次の①か②のいずれか低い額に短期・介護の掛金率を乗じます。 ①退職月の短期標準報酬月額 ②前年度における9月30日時点の全組合員の標準報酬月額の平均額</p> <p>【掛金の算定方法】 短期掛金(月額) = ①か②のいずれか低い額 × 短期掛金率 介護掛金(月額) = ①か②のいずれか低い額 × 介護掛金率 (参考:平成30年度の掛金率 短期 87.2/1000 介護 13.8/1000)</p> <p>【参考】平成30年9月30日時点の全組合員の標準報酬月額の平均額(380,000円)による算定 月額 38,380円 (短期 33,136円 + 介護 5,244円)</p>
<p>掛金の納入方法</p>	<p>12ヵ月払いと6ヵ月払いがあり、申出時に選択できます。(前納による割引あり。) 申出後に送付される当組合の通知書(振込依頼書)により、退職した日の翌日から20日以内に払い込みをお願いします。</p> <p>【平成31年3月31日退職で任意継続を申し出た方の場合】 12ヵ月払い…4月から3月までの年度単位の掛金を平成31年4月20日までに納付。 6ヵ月払い…4月から9月までの半年単位の掛金を平成31年4月20日までに納付。 ※6ヵ月前納の10月から3月までの掛金は2019年9月30日までに納付していただきます。</p>
<p>任意継続組合員証等の交付</p>	<p>平成31年3月31日退職予定で任意継続することを事前に申し出た方には、<u>3月末頃までに任意継続組合員証とご家族の任意継続被扶養者証をあわせて共済事務担当課をとおして交付します。</u>それ以外の方にはご自宅へ郵送します。</p>

被 扶 養 者	原則、被扶養者資格は継続します。 なお、退職前と同様に当組合の被扶養者の資格を備えていることが必要となりますので、3月末で就職等により被扶養者資格の取消となる方は、共済事務担当課へご連絡をお願いします。
給 付 内 容	退職前と同様の短期給付が受けられます。 ただし、休業給付(傷病手当金 ^(※) 、出産手当金、休業手当金および育児・介護休業手当金)は除きます。※在職中に支給要件を満たした場合は、退職(資格喪失)後も受給できるケースがあります。 また、福祉事業の一部も利用できます。
資 格 喪 失	次の①～⑤のいずれかに該当したときは、任意継続組合員の資格を喪失します。 ①任意継続加入後2年を経過したとき ②任意継続掛金を納付期限までに払い込まなかったとき ③再就職等により、他の医療保険制度に加入したとき ④任意継続組合員でなくなることを希望したとき ⑤死亡したとき ※③～⑤により中途脱退(資格喪失)したときは、未経過期間の掛金を返還します。

任意継続組合員の皆さんへのお知らせ

確定申告について

任意継続組合員の掛金は、所得税の確定申告時に社会保険料控除の対象となります。

平成30年中に納付いただいた任意継続掛金の「納付証明書」を1月下旬～2月上旬にご自宅へ送付しますので、確定申告等にご使用ください。

なお、証明する金額は、平成30年1月から12月の間に納付いただいた金額となります。

任意継続組合員の更新手続きについて

◆ 加入後2年が経過する方

資格喪失日の約1週間前に「任意継続組合員資格喪失証明書」を送付しますので、国民健康保険等への加入手続きをお願いします。現在、使用されている任意継続組合員証等(保険証)は有効期限が過ぎましたら速やかに当組合まで返還してください。

◆ 加入後2年に満たない方

平成31年4月以降の更新手続きについて、平成31年3月上旬にご案内の文書を送付しますので、平成31年度の掛金額をご確認のうえ、継続または脱退についてご検討ください。

◆ 継続または脱退を判断するポイント

10ページの「退職後の健康保険制度」を参考にご検討ください。

※平成30年中の収入が少ない方は、任意継続掛金より国民健康保険料の方が安い傾向にあります。

お問い合わせ先 医療健康課 TEL 029-301-1413